

日本年金機構からのお知らせ

国民年金保険料の後払い(追納)をお勧めします！

保険料の免除や納付猶予・学生納付特例を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額となります。しかし、免除等の承認を受けた期間の保険料については、後から納付(追納)することにより、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。

追納に関する注意事項

1. 追納ができるのは10年以内の免除等期間に限られています。(例：令和2年4月分は令和12年4月末まで)
2. 承認をされた期間のうち、原則古い期間から納付していただきます。
3. 保険料の免除もしくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、加算額が上乘せされますので、お早目の追納をお勧めします。なお、令和2年度中に追納していただく際の保険料は以下のとおりです。(下表参照)

年 度	国民年金保険料 ※()内は令和2年度に支払う場合の加算額です			
	全額免除・納付猶予・ 学生納付特例	4分の1納付 (4分の3免除)	半額納付 (半額免除)	4分の3納付 (4分の1免除)
平成22年度の月分	15,550円 (450円)	11,660円 (330円)	7,780円 (230円)	3,880円 (100円)
平成23年度の月分	15,340円 (320円)	11,500円 (230円)	7,670円 (160円)	3,830円 (70円)
平成24年度の月分	15,190円 (210円)	11,390円 (150円)	7,590円 (100円)	3,790円 (40円)
平成25年度の月分	15,160円 (120円)	11,370円 (90円)	7,580円 (60円)	3,790円 (30円)
平成26年度の月分	15,310円 (60円)	11,490円 (50円)	7,650円 (20円)	3,830円 (20円)
平成27年度の月分	15,640円 (50円)	11,730円 (40円)	7,810円 (10円)	3,910円 (10円)
平成28年度の月分	16,290円 (30円)	12,210円 (10円)	8,150円 (20円)	4,070円 (0円)
平成29年度の月分	16,510円 (20円)	12,380円 (10円)	8,250円 (0円)	4,120円 (0円)
平成30年度の月分	16,340円	12,250円	8,170円	4,080円
令和元年度の月分	16,410円	12,310円	8,200円	4,100円

インターネットサービス「ねんきんネット」をご利用ください

「ねんきんネット」とは、

インターネットを通じてご自身の年金の情報を手軽に確認できるサービスです。

24時間いつでもどこでも、パソコンやスマートフォンからご自身の年金情報を確認することができます。

「ねんきんネット」で出来ることは、

- ・ご自身の年金記録の確認
- ・将来の年金見込額の確認
- ・電子版「ねんきん定期便」の閲覧
- ・日本年金機構から郵送された各種通知書の確認など

ご利用対象者は、

基礎年金番号をお持ちの方

(昭和61年4月以前に年金受給権が発生した老齢年金受給者の方はご利用いただけません)

「ねんきんネット」サービスへの登録はこちらからどうぞ
 詳しくは「ねんきんネット」で検索

ねんきんネット

検索

https://www.nenkin.go.jp/n_net/

「ねんきんネット」についてのお問い合わせは

ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル

0570-058-555

03-6700-1144 (050で始まる電話でおかけになる場合)

ご利用登録(ユーザIDの取得)が必要となります。ご利用登録の際には、基礎年金番号、メールアドレスが必要となります。登録時にお手元に年金手帳や年金証書など基礎年金番号が確認できるものをご用意の上、申請を行ってください。